

笠間市告示第 5 8 3 号

平成 2 4 年 4 月 1 日笠間市告示第 2 8 6 号で告示した特定建設作業の規制に関する基準に係る特に静穏の保持を必要とする区域等（振動規制法施行規則に基づく区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 7 月 3 1 日

笠間市長 山口 伸樹

平成 2 4 年 4 月 1 日笠間市告示第 2 8 5 号で指定された地域のうち、次に掲げる区域第 3 項に次のように加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園